⑸　競争参加資格（全省庁統一資格又は財務省競争参加資格）を有する者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。下記⑾の入札参加グループでの入札の場合を除き、仕様書で定める対象業務に応じて、次の①から⑱の資格をすべて有する者である必要がある。

なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

①　「物件調書作成業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引主任者（宅地建物取引業法第18条）の資格者を有する者であること。

②　「地下埋設物調査業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

③　「土壌汚染調査業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。

④　「ライフライン調査業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

⑤　「アスベスト調査業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、アスベストの書面及び目視調査の実績を有し、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）に基づく第一種作業環境測定士（鉱物性粉じんに限る。）、計量法（平成４年法律第51号）に基づく環境計量士（濃度関係に限る。）、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級ないし二級建築士の免許登録者のいずれかの資格者を有する者であること。

⑥　「測量業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。又は同「測量」の「A」又は「B」の等級に格付けされているとともに、同「土地家屋調査」の「C」の等級に格付けされている者であること。

⑦　「巡回業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑧　「草刈・保守業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑨　「柵設置業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑩　「看板作成設置等業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑪　「樹木伐採業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑫　「投棄物撤去業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑬　「巣撤去等業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑭　「流出土砂撤去等業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

⑮　「建物開口部閉鎖業務」を行う者は、平成25・26年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑯　「入札案内書配布照会対応業務」を行う者は、平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑰　「入札案内書原稿整備業務」を行う者は、平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑱　「ＰＣＢ調査業務」を行う者は、平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑹　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑺　税の滞納がないこと。

⑻　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑼　入札説明会において、未利用国有地管理等業務の概要等の説明を受けた者であること。

⑽　当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

⑾　入札参加グループでの入札について

①　単独で業務が担えない場合は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。